

児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（骨子案） について市民意見を募集します！

令和6年4月、児童福祉法の改正を受けて、新たに児童相談所一時保護施設独自の設備及び運営に関する基準（内閣府令）が制定されました。

一時保護は、こどもの安全を守るために必要な措置であり、横浜市ではこれまでも一時保護されたこどもに配慮した支援を行ってきました。新たな国の基準では、一時保護されたこどもがより安心して過ごせるように、こどもの権利擁護や個別的なケアなどを推進する内容を定めています。

横浜市においても、国の基準を踏まえて、「児童相談所一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定します。そこで、条例（骨子案）について、市民の皆様の意見を募集します。

1 市民意見募集

横浜市民の皆様に加えて、市外在住者、企業・団体等の皆様、その他の様々な方々を対象に、幅広くご意見を募集します。

(1) 募集期間

令和6年10月1日（火）から令和6年10月31日（木）まで

(2) 回答方法

ア リーフレット（こども向けのみ）付属はがき

※リーフレットは10月1日（火）より市民情報センター、18区役所広報相談係、市内児童相談所、放課後キッズクラブ等で配架予定

イ インターネット入力フォーム

大人向け・こども向けの2種類の回答フォームがあります。

URL 又は二次元コードからアクセスできるホームページからお進みください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/yogo/itijihogosojo-rei.html>

(3) 周知方法

ア リーフレット

イ 本市ホームページ、横浜市公式X 等



2 今後のスケジュール（予定）



※お寄せいただいたご意見の概要は、個人情報を除き、市のホームページで公表します。

お問合せ先

（児童相談所一時保護施設の設備に関すること）

こども青少年局こどもの権利擁護課児童施設担当課長 真舘 裕子 Tel 045-671-2359

（児童相談所一時保護施設の運営に関すること）

こども青少年局中央児童相談所副所長 宇佐美 高司 Tel 045-260-6516



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

